

地域福祉課

長野県告示第442号

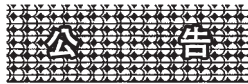
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成27年9月18日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小諸市職員共済会	小諸市相生町3-3	小諸市役所売店 小諸市相生町3-3

会計課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人うえだミックススポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
荒川 玲子
- 4 主たる事務所の所在地
上田市本郷752-2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、～スポーツで人と地域社会がしあわせになること～を目的とし、「スポーツ振興」、「生涯スポーツ社会実現」、「健やかな心身の育成」のため、様々な人や組織と連携し、共に考え行動しながら社会の問題解決を目指していく。また、スポーツを通じて、人間性、社会性、経済性の面で調和のとれた健全で豊かな生活を営み、更には地域活性化の一助となる活動になることを目指す。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し

ます。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県国際交流センター
- 3 代表者の氏名
西野 英雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市三輪7丁目8番17号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野市ならびに周辺の地域に居住する外国籍の人たちの自立支援と、一般市民・団体との交流・協力活動を推進し、豊かな多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州自然再生フォーラム
- 3 代表者の氏名
宮林 健治
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高1264番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、産・学・官・民など多様な主体の参加と連携により先進的な技術と伝統的な技術、知的資源、科学的な知見を活用して、信州の河川、湖沼、里地、里山、田園、都市、森林、その他地域における自然環境の保全、再生、創出、維持管理に係る事業を行い、人と自然の絆の再生、地域環境および地球環境の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

県営柳原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをす

ることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営柳原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年10月2日から平成27年10月30日まで

3 縦覧の場所

飯山市役所

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成27年10月1日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社十石産業

南佐久郡佐久穂町大字大日向2232番地3

市川 喜久

長野県知事（般-27）第21288号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成27年10月15日から平成27年10月17日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社十石産業及び同社元役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、佐久簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成26年8月29日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、岡谷都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成27年10月24日（土）午前10時から

(2) 開催場所 岡谷市役所6階605会議室（岡谷市幸町8-1）

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路

3・4・6号岡谷川岸線

(2) 変更案の閲覧

平成27年10月2日（金）から平成27年10月23日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画法案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成27年10月2日（金）から平成27年10月15日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

岡谷都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成26年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成27年10月1日

長野県監査委員 田口敏子
同 上野紘志
同 西沢昭子
同 清沢英男

【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
公益社団法人長野県林業公社	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 平成25年度決算で計上された過年度支払利息582,182千円について 平成13年度より、平成9年度以前の県からの借入金に対する利息を無利子（平成10年度以降の借入金は当初より無利子）とし、元利一括償還とする契約変更が行なわれました。この時点で平成9年度借入までに係る利息の計算に当たり未払計上すべきであった金額があり、その後の支払額を差引き、未払額を計上したものです。 公社は当該金額を正味財産増減額計算書上、経常費用（事業資金借入金支払利息）として処理していますが、当該金額は公益社団法人移行前の発生額であり、過年度損益を修正するものであるため、経常外増減の部経常外費用（事業資金借入金過年度分支払利息）に計上することが適当でした。</p> <p>2 計算書の財務諸表に対する注記の検討 公益法人会計基準及び林業公社会計基準に従い、必要な事項について誤解を生じさせない文面に改めるよう検討してください。</p>	<p>1 今後このようなケースが生じた場合は、決算処理に十分留意します。</p> <p>2 注記をできるだけ簡潔にわかりやすくするとともに、文面を工夫し、より明確化するよう改善しました。</p>
長野県住宅供給公社	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 県営住宅の管理に関する基本協定に基づく事務処理の改善 基本協定に基づく以下の事務処理について改善してください。 (1) 県からの無償貸与品（備品等）の台帳を作成してください。 (2) 県から平成24年度に無償貸与されたパソコンを基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。</p> <p>2 文書取扱規程に基づく事務処理の改善 文書分類表等を作成してください。</p> <p>所管課（建設部建築住宅課）に対する指導事項</p> <p>1 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンの事務処理の改善 平成24年度に無償貸与したパソコンの以下の事務処理について改善してください。 (1) 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンを県営住宅の管理に関する基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。 (2) 上記のパソコンについて、財務規則に基づく借受物品管理簿に記載してください。</p> <p>2 長野県住宅供給公社への適切な指導 以下のとおり不備がありましたので、長野県住宅供給公社に対し、適切な指導をしてください。 (1) 基本協定に基づく県からの無償貸与品（備品等）の台帳が作成されていないこと。 (2) 文書取扱規程に基づく文書分類表等が作成されていないこと。</p>	<p>1</p> <p>(1) 県からの無償貸与品（備品等）の台帳を作成しました。</p> <p>(2) 建築住宅課公営住宅室と協議の上、無償貸与品一覧表に記載しました。</p> <p>2 文書取扱規程に基づき文書分類表等を作成しました。</p> <p>1</p> <p>(1) 公社に無償貸与したパソコンについて、公社と協議の上、基本協定書の無償貸与品一覧表に記載しました。</p> <p>(2) 上記のパソコンについて、借受物品管理簿に記載しました。</p> <p>2</p> <p>(1) 基本協定に基づく県からの無償貸与品（備品等）の台帳の作成指導を行い、作成された台帳の現物確認を行いました。</p> <p>(2) 文書取扱規程に基づく文書分類表等の作成指導を行い、作成された文書分類表等の現物確認を行いました。</p>

【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター	<p>団体等に対する意見 着実な返済計画の策定 平成5年度から6年度にかけて土地建物等設備資金として県から中小企業高度化資金5億6,450万円の無利子借入を行い、平成24年度には返済計画を策定し、償還に努められた結果、平成25年度末の当該借入金残高は9,866万余円と減少しました。 今後も県と協議の上、着実な返済計画を策定し、償還するよう努めてください。</p>	<p>高度化資金の償還について、平成26年12月に県と協議を行い、中小企業高度化資金貸付金条件変更契約申請を行い、承認となりました。 変更後の返済計画に基づき計画的な返済を行い、平成28年度までに完済する見込みです。 (償還計画) 平成26年度 3,500万円 平成27年度 3,500万円 平成28年度 2,867万円</p>
長野県中小企業団体中央会	<p>団体等に対する意見 財務諸表に対する注記の付記 財務諸表に対する会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算関係書類としてください。</p>	<p>中小企業等協同組合法規則には、注記(表)に関して規定されていないことから、これに代えて組合理論基準により、重要な会計方針について記載しました。</p>
公益社団法人長野県林業公社	<p>団体等に対する意見 経営改革プランの着実な実行 林業公社は、公社組織を改革するとともに、企業的感覺を持って経営改革を実施するため、平成26年5月に経営改革プラン(計画期間:平成26年度~平成32年度)を策定しました。このプランでは、組織の改革等による経費節減を図るほか、契約団地ごとに現在と将来の評価を行う「施業地カルテ」を平成28年度までに作成し、これに基づき、平成29年度に社営林の施業方針や伐採計画等を記載した長期事業計画を作成するなどとしています。 しかしながら、本プランでは県民負担が平成88年度に160億円を超えると試算のもと、経営改善を進めても本プランの効果は18億円と計算されています。まずは、この経営改革プランを着実に実行した上で、当公社の改革の進め方について更なる検討が必要と考えます。</p>	<p>林業公社経営改革プランの成果の検証及び本プランの今後の進め方について検討し、林業公社の経営改革に資することを目的として、長野県林業公社経営改革プラン推進会議を設置しました。 委員には、林業公社の運営及び本プランに関する学識を有する者等を考慮し、元県林業公社経営専門委員会の委員2名と県林務部森林づくり推進課長が就任しました。なお、委員の任期は平成32年度末までとしました。 本プランの計画的な実施に努め、このプラン推進会議の検討結果を踏まえるとともに、必要に応じ本プランの見直しも含め林業公社の経営改革を進めます。</p>

監査委員事務局